

が内容的にはありますので、これらを一括に解決するという方法が一番得策であります。そういう方法で、市といたしまして市長が申し上げましたとおり秋川市等の要請をいたしまして、これらを円満に解決していただくという対策を考えっております。現状としてはそのような状況でございますので、御報告申し上げます。

以上、簡単でございますが、補足いたします。

○二番（松山 清君） 順を追って再質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、そういう募金等の問題なんですけれども、私はここでどうしてもはきりさせておきたいのは、そういう福祉施設に寄付をするとか、身障者がつくったとか、いろいろ口実設けてやってくるわけですけども、それでも、私も、と六月、七月にいろいろな方に、かなり調査の意味も含めまして聞いたんですが、地域的にはかなり福生市内広範にこの問題が出ております。もちろん、福生市内だけでなく全国的に出ているんですけどね。それと、福祉施設に寄付をするなんと言われたので買ってしまったというように、ことで、安物のお茶、実際飲んでみたりもせんせんまずくて、だめで捨てちゃったと、

こういうことが実際に出るわけですね。だから、まだその段階では、当然、福祉施設に寄付をするとかというふうに言っておりますから、だまされたとは思ってないですよ、まだね。そういうふうに出て来たので、やはり自分がそういうところいろいろな手助けをしていきたいというふうに常々おっしゃっている人は、やはり、そこで買うわけですよ。ところが、これは恐らくは福生の施設だとか、そういうところに寄付した実際のことは金くないし、他のところにもないということではきりしているわけですよ。そういう形で市民をだまくらかして金をかすめ取っていると。こういうことを許しておいていいものかどうかということなんです。そういうことがいいのかどうかということは、はきりしていると思うんですよ。その点について、どういうふうにお考えになられているんですか。

それと、良識ある市民の見解で判断してもらうということになれば、良識ある人は、うっかりこれに乗りますよ。福祉施設に寄付するなんて言ってるわけですから。何しろ、逆さまたと思うんですよ。そういう、良識ある、本当に善良な福生の市民が、そういう被害に遭わないようにしていく必要があるんじゃないかと私は思うんです。どの団体がやっているからいいとか悪いとか

じゃなくて、やはり、市民をだまして、そんなにしてお金を持っていくところ
にぼくは問題があるんだと思うんです。そういう点では、もちろん一般の
訪問販売というようなことで、いろいろやはり教育の問題とか、その他いろ
いろ問題出ましたけれども、やはりそういうことも、もちろんいままで広報に出さ
れたこともありすけれども、そういう点で、この良識ある善良な市民が、そう
いう人たちにだまされるということは全くけしからん話だと思っんです。その点
についてよくお考えいただきたいと思っんです。そういう点では、そういう不明
確なことを言っ、行った場合には十分注意するようにというような内容で、幾
らでも私は、広報等で掲載できるんじゃないかと思っんです。その点について、
もう一回御一考のほどを、考え直すといひますか、御答弁を願ひたいと思
うわけでは、

それから、ごみの処理に関する問題なんです、建設省の呼びかけで
秋川、福生に呼びかけがあり、鋭意努力をされているということでございま
すけれども、確かに部長の答弁のとおり、新堤防とごみとの関連というの
は非常に強いわけですが、そういう点から見ましても、いろいろむずかし

い問題が多々あると思うんですが、これは、かなり時間的にも長い期間にかっ
ておりますし、そういう点で、ここで本当に一生懸命この問題について力を入れ
ていただきたいと思うんです。ただ、答弁の中で鋭意努力しているとか、でき
るだけの努力をしていきたいということなんですが、現時点でどういう運びにな
るのか、その点について、私はもうちょっと詳しくお聞かせいただきたいと思っ
と申しますのは、住民にとつては非常に、いろいろ何とかしてほしいということは市
の方にもぜひ先からやっておりますし、又、昨年押し詰ま、いろいろな陳
情に相当するようなものも、陳情書類なんかも出したりしておりますので、そ
ういう点で、やはり一日も早く解決するための方策ということの大意を住民
に知らせていくべきではないかと思っんですが、そういう点で、ひとつ努力してい
るという内容について、もう少し詳しくお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから、最後の有事立法の問題ですけれども、もちろん市長の答弁につ
いては、市長自身としてはそういう見解というものについて答弁、最終的なも
のは差し控えてということでございますけれども、しかし、やはり事が非常に大
きな問題のようですから、そういう点で、もちろん市長といたしましてもいろいろ

研究されているというような答弁でしたけれども、やはり、いまのこの日本の中で、再びそういう戦争に巻き込まれる可能性、そういうものが非常に強い。それと同時に、やはり現憲法のもとで、言論、結社、その他各種の基本的人權、こういうものがきわめて制約される、こういうことは国会答弁で明らかになっておるわけなので、そういう点では市長といたしましても、こういうものについて十分研究されるのは結構でございますけれども、やはり、こうした憲法を守るという立場から、ひとつ、御判断をいただきたいと思ひます。そういう点で、もう一遍伺いたいと思ひます。

○市長（石川常太郎君）　ごみの問題は、担当者からお答えいたさせます。

最初の募金活動の問題でございますが、本日、私は詳しい話を初めて伺ったわけでございまして、市の方にはいままでのところ苦情もございませんし、又、担当者から公的機関にある程度問い合わせたようでございますが、どちらでもそういう事実をつかんでいないようでございます。市の広報を利用することは、いまだ少しお見合わせいただきたいと思ひております。

それから、有事立法でございますが、実は、私も最初は、防衛出動が総

理大臣より発令する以前の問題として考えておたんでございますけれども、それがあるでしようけれども、実は、大体にわいて、いまの情報網では奇襲というものは余りあり得ないんだと、奇襲というのはあり得ない。大抵、情報はキャッチできるということでございます。そこで、奇襲はないという判断に立った場合に、それならば、防衛出動前の法というものは余りいらないんじゃないかということになるわけなんですけれども、実は、防衛出動が出てから後の法が余りないということでございます。それが、実は一番ポイントになるわけでございます。それから、自衛隊自身の問題といたしましても、陸・海・空とも出動令が下った場合に、直ちに出勤できるだけの準備の法もないという、二つ大きく分けるとあるわけでございます。防衛出動が下った場合に、それに関係する法案がきわめて不備であるということ、あるいはないということ。いま一つは、自衛隊内部におきまして、下令、直ちに出勤というわけにはいかないということ。その二つが、やはり一番大きな研究題目ではないかと思ひます。

私も軍隊に長く行っておりまして、非常出勤もいたしましたけれども、私は

平でございましたけれども、なかなか、どこへ出勤といつても、なかなか準備というのは時間がかったことを覚えています。ですから、防衛出勤以前の出勤ということは、防衛出勤の下令が出た場合に、やっとこさつとこ、その出勤の態勢が整うぐらいのものだろうと、そんなようなことが言われておるようでございます。そういうことで、防衛出勤下令前の問題でなくて、防衛出勤が出てから後の問題の法令の方が大事だというようなことを最近聞いているわけでございまして、そうすると又、全く焦点が変わってしまうというところでございます。それから、きのうの東京新聞にございましたように、刑法第三十五条というのがますますわかんなくなつてしまつたんです。ここでも、留意すべき点がございますんです。が、災害対策に出勤する場合でも、緊急出勤の場合には、やはりいふのところが出られないんです。ですから、戦争だけでなく災害対策の関係においてもどうしてもそういう法律が必要なんだということも聞いております。一番簡単なことで申しますと、非常に緊急する災害出勤であっても、信号が赤なら行けないということです。そういう関連のものが非常に多いそうでございます。ですから、本日は、戦争の危険があるとか、あるいは自衛隊がいいとか悪いと

かそういうことでなく、ただ防衛出勤だけに限って申し上げますと、災害時すらなかなか思うに任せないということでございますから、大いにひとつ研究をしていただいて、しかも至急にしなければならぬ。もちろん、これは国会で決める問題でございますので、日本国民はだれも、やはりこれに関心をもち勉強いただきたいまして、そして国会においてシビリアンコントロールの崩れないような、そして災害時に直ちに出勤できるような態勢を立てなくてはまずいではないかと、私はそうは思いますけれども、その結果がどうなるか、その内容というものをよくそしゃくいたしましたから、研究の結果を見ましてから、私は判断をしたいと思う次第でございますので、本日はこの辺で御勘弁いただきたいと思ひます。

（「暫時休憩」「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） 休憩の動議が出ましたが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） 暫時休憩いたします。

午前十一時五十一分 休憩

午前十一時五十七分 開議

○議長(岩田博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長(生子国利君) 第二点の河川敷のゴミ焼却の対策につきましては、それらの経過につきましては、担当の窓口が建設部の方でなっておりますので、建設部長の方から御報告を申し上げます。

○建設部長(斎藤多市君) 建設部の方は、都市計画的な考え方からこの問題について参画しておるわけでございますが、御案内のとおり、多摩川の多摩橋から五日市線の上流側まで、建設省は五十二年度から五カ年で新堤の築造を行っております。すでに五十二年度、百六十メートルでございまして、全延長が九百メートルというふうになっております。そういう中で、建設省の上流事務所長さんが、懸命に、御指摘の関係人に対して移転交渉を現在進めておるわけでございますが、先般も、この問題の協議会を秋川市とも開きまして、いろいろ検討をしておるわけでございます。

市長も先ほど申し上げましたように、管理は建設省、行政区域は秋川市というようなことでございまして、当然、その土地利用については福生市も関

連するということもございしますので、せ、かく新堤計画ができて、これができないということになりますと、福生市にも相当影響が出てくるだろうというふうなことで、福生市も積極的にこの問題に取り組んでおるわけでございますが、現在、その方法等について事務的には検討中でございます。早ければ五月の定例会ごろまでには、これらの具体的な案について全協等で報告をし、御了解を賜るような具体的な物差しをつくりたいというふうにも考えております。

○二番(松山清君) 募金の問題については、いろいろ又、市の方にそういう問題について苦情が出されたというようなことがあります。ひとつ、その時点で対処していただきたいと思っております。

それと、市当局の方もいろいろそういう状況について、住民にひとつお聞きになることも必要ではないかと思っておりますので、そういう点、折があったらひとつお願いしたいと思います。

それから、ごみの問題についてなんです。十二月の定例会ごろまでに、早ければ一つの物差しをつくりたいというふうなことでございすけれども、新堤の計画ですが、

そういうものについてだと思ふんですが、ひとつ、長い間かかっておりますので、行政区域が秋川、管理が建設省と、被害は福生市というような、かなり複雑な問題になっておりますけど、ひとつ、市民のそういう健康とか暮らして、こういうものを守るという観点から積極的にこの件を進めていってみたいと思ひます。私、ここで強く要望いたしておきます。

それから、最後の有事立法の問題についてですが、いづれにしても、市長はごちやぐちや言われましたけれども、やはり現憲法を守ると、こういう観点から、それをいろいろ御研究されるなら、そういう点から御研究していただきたいと思ひます。その基準を抜きに研究されても、これは余り意味がないと思ひます。やはり、憲法の精神をきちと守り、そういう上にのつた研究をされて、やはりこういう危険なものについて、一地方自治体の長とはいえ、やはり積極的にそういう問題についての見解を明らかにしていくということは、決して無益ではないと思ひます。こういう問題について、はっきりした態度をとって、こういうまさに危険な策謀を許さないということを、全国民がやはり、つくり上げていかなければならないと思ひます。そういう点でひとつ研究し、考えていっていただきたいと思ひます。

たいと思ひます。

その点、要望して質問を終わります。

○議長(岩田博君) 一時まで休憩いたします。

午後一時二分 休憩

午後一時

開議

○議長(岩田博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三番原田生也君。

(三番 原田生也君登壇)

○三番(原田生也君) 貴重な時間、をいただき、すでに通告のとおり会議規則第八十

六条の規定により本定例会における一般質問をいたします。

質問の第一点は市民税の収入見通しについて、すでに確定申告も終わり、市税についてある程度の数字の把握ができたと思うが、当初予算と今後の見通しについてお答えをいただきたい。

第二点、東京都の補助金について、都の財政は新聞、テレビ等で発表されてい

るとおり二千七百億円という巨額の赤字を抱え、その対策に懸命であると報道されていゝが、このよう町部の赤字財政のために、市への補助金は当初より全体的に削減されるのではないかと心配するが、その点の見通しについてお答えをいただきます。

第三点、地方債についてお尋ねいたします。

五十三年度一般会計当初予算表によりますと、地方債の五十一年度末現在高は三十億七千二百一十円、五十二年度末現在高見込み額は三十一億七千六百二十二万一千円、五十三年度末現在高見込み額は三十六億五千二百六十三万二千円となっております。又、五十三年度下水道事業会計の当初予算表によりますと、地方債の五十一年度末現在高、公共、流域を合わせて十億八千二百一十五万四千円、五十二年度末現在高見込み額は、公共、流域を合わせて十七億四千六百十九万円、五十三年度末現在高見込み額は二十二億五千七百八十一万七千円、一般会計、下水道事業会計を合わせると合計が五十九億一千四百四十九万九千円という金額になります。今後六十年を目途に一般会計及び下水道事業会計を合わせて地方債の未償還額はどのくらいになるか、その見通しについてお答えをいただきます。

第四点、行財政プロジェクトチームの今後の活動についてお尋ねをいたします。

五十一年度に行財政プロジェクトチームが編成され、その後補助金等調査専門委員会を設置して、五十三年七月二十七日付で福生市における補助金等のあり方について答申されたことは今後の答申内容をどう運用するかの別といたしましても、答申されたことは大きな成果だと高く評価をいたします。しかし、市の行財政問題は補助金等だけでなく、他の問題についてはどういう活動をしてきたか、又、その成果はどうであったか、具体的事例を挙げて説明をしていただきます。

次に、アサノポールの工場跡地の利用状況についてお尋ねいたします。

福生市土地開発公社でアサノポール工場土地一萬八千八百四十二七平方メートル、これに付随する建物を含めて金額五億六千八百八十二万九千六百六十七円で買収しているが、その買収の経過と今後のこの土地をどのように利用するか、その用途についてお答えをいただきます。

次に市職員の服務について、昭和五十一年十月一日に開設した市民課の昼休み窓口についてお尋ねをいたします。

市民サービスの一環として実施した昼休み中の窓口利用状況について、五十一年十一月一日窓口開設以来、一般市民のちやらの利用の状況は年々増加しているのか、あるいは又

減少しているのが、年度別に数字によつてお答えをいただきます。

次に、最近の新聞、テレビ等で公務員のギャンブル熱中、贈収賄、又は指名業者との職員の癒着を取りざたされて報道されております。私共最近目にした五十三年度九月七日付、朝日新聞朝刊の記事を見ますと、千葉市役所でギャンブルに熱中、サラ金地獄等で職員の五名が蒸発し、長期欠勤という記事が報道されておりますが、当福生市におき、部制をして、内外部の充実に回つた福生市では、決してそのようなことは無いと思ひますけれども、市長は、部課長及び一般職員に対して、地方公務員法、特に三十三条「すべての職員は全休を奉仕者としての公共の利益のために勤務し、その職務の遂行に当たっては全心を挙げてこれに専念しなければならない。」、第三十三条「職員は其の職の信用を傷つり、又、職員の職全体の不名誉となるよう行爲をしてはならない。」、第三十五条「職員は法律又は条例に特別の定めのある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意をすべてその職務遂行のために用い、当該地方公共団体及び其の職務にのみ従事しなければならない。」とあるが、市長は、地方公務員法をどのように職員に指導し、徹底させ、又、どのように教育しているか具体的に回答をさせていただきます。

次に、公共施設の冷房設備について、ことしの夏は近年にない猛暑に見舞われ、毎日最高気温新記録をつくるという暑さの中で、冷房設備の、部署で働く職員の方々大変御苦労であつたと思ひます。そこで、現在、市の施設のうち冷房設備のないもの何カ所あるが、又、これらの施設について今後冷房設備とする計画があるかどうかをお答えいただきますと思ひます。

以上、質問、いただきました点について、市長の明快な答弁をお願いし、私の一般質問、とします。

(市長 石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 御答弁申し上げます。

財政問題でございますが、すべてにつきまして、私の後、担当の部長より、あるいは助役よりお答えを申し上げますので御了承をいただきますと思ひます。

市民税につきまゝの金額等、担当より申し上げますが、例年福生市におきましては確定性と、うちを十分見て計画を立てるわけでございますが、本年は特に不況モードでござつて、ござつたので、十分それらを勘案をしまつたのでございまして、多少消極的になり過ぎたところがあるわけでございますが、その点反省をしておりますわけでございます。この

たがの提出申し上げまする一般会計予算にも多少増収分を見込んであるわけでございます。まして、なるべく正しい見方をするように気をつけてまいりたいと思っております。

都の補助金につきましては、かなりの打撃を受ける次第でございますが、これにつきましては、後ほど御説明を申し上げます。

地方債につきましては、大変多額の地方債に付いて、いろいろございまして、まだ率から申しますと、比較的福生市は起債が少い方でございまして、健全財政と言えらるでござい、かといふふうに考えて、いろいろございまして。

それから行財政のプロジェクトチームでございまして、ただいまの御質問のプロジェクトチームというのはいまだ終止符を打ちまして、新たに細かく幾つかのプロジェクトチームをつくりまして、将来計画につきまして検討を加えて、るところでございまして。後ほど詳しく申し上げさせていただきます。

それから、公共用地の取得でございまして、アサノボールの工場跡でございまして、これにつきましては、今後、とりあえずは子供の遊び場等に利用をしてみたいように、いんでは、いかといふふうに考えて、いろいろございまして。経過等につきまして、又今後のことにつきまして、後ほど申し上げます。

それから、職員の仕事につきましては、折につけて私も嚴重に注意をしておるところでございます。私自身「上正しければ必ず乱れる」ということわざでございますので、これを拳拳服膺いたしまして、おれを殺してまじめにやってみようと思っておりますが、これらの教育等につきましては、御役から、あるいは担当から御説明を申し上げます。

それから最後の冷暖房の問題でございますが、つぎの御質問に片舎、他の公共施設が終わつてからといふことは、確かに申し上げたわけでございます。私も、この信念をずっと持っております。私たちが働く場所が、余り快適ではなかつて申しわけない、だといふ気配が、おたけでございまして、いろいろと検討をしまして、又反省もいたしまして、教育施設等につきましては、その結論を出すのも、私がおれをやつては、いんだといふ、これはいかんだといふ結論に至りまして、まことに申しわけないでございまして、教育施設につきましては、いろいろお考えは、これは教育委員会の御検討に待つということ。いま一つは、保育園でございまして、これも非常にむづかしい問題でございまして、何といたしまして、切児を冷房の中に置くといふことは、健康上どうか、いふふうにいふ、か、点でございまして、いろいろまだ研究すべき点が残っております。したがいまして、この片舎が、余り遅く、なりまして、又、現在の世相からいまして、すでに冷房も行うのが常識では、いかといふふうな

考え方を徐々に持っております。いままで申し上げましたことと食い違わうござい
ますが、お話しをいたしまして、片舎につきましては前向きに考えて、こうとうふう
に最近考えております。ただ、早々近々でございと思ひますけれども、いつに於ける政策
をしりくちや町らでござい、うことを考えますと、冷房をする場合にオク本格でなくともよう
むんでござい、しかし、やはり時代の要請ではござい、うふうと、オク、うふうに考えて、あ
わでございまして、これらにつきましては早々に検討を始めるように下令をしたいと思います。
又、これらにつきましては途中におきましても議員先生方の御意見等も承つてまゐりたいと思
ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大変に粗雑でござい、まするけれども、後担当より詳しく御説明申し上げたいと思
ひますので、よろしくお聞き取りのほどを、いただきたいと思ひます。
ありがとうございしました。

○助役(篠崎俊夫君)

私から都補助金の問題と職員勤務の状況の問題と御答
弁申し上げたいと思ひます。

都の補助金につきましては、都が御承知のよう、財政状態によりまして、市への大ま
な打撃が三つござい、ます。

一つは三多摩地区の委託消防の問題でござい、まして、それから二番目、学校整備委員の
又件費の問題、それから三番目、予防接種の問題でござい、ます。三多摩地区の委託消
防の都の負担の問題が一番多くござい、まして、これは端的に申し上げますと、五十二年度ま
でファイフティ・ファイティ、都と市町村で半々で持とうと、うことを五十三年度にござい、ま
して、それから基準財政需要額で措置してくれらるまでは市町村で持て、それからその残り分を
都が負担すると、こう都が言い始めたのでござい、ます。具体的に計数で申し上げますと、
いままで二分の一、二分の一持っていたのが今度財政需要額までは市町村で持て、うこと
になりますと十分の八、八が大体計算してみますと基準財政需要額でござい、ますから十
分の一、二しか持たない、二分の一持っていたのが十分の一、二しか持たない、う都の言い分で
ござい、ます。

福生の場合、当初予算に一億三千八百万円ばかりの委託消防費を計上されて、いた
いたんでござい、まするが、都の言い分を認めたとしますと、まだ一億から一億四千五百
出して、う経過するでござい、ます。それで、三多摩には消防事業を都へ委託して
おります市町村が三十市町村、あるわけではござい、まするが、この三十市町村が団結した
して何回も何回も都知事、あるいは副知事に絶対これだけの町と、いままでどおりに